

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月から 37 年 5 月まで  
② 昭和 37 年 12 月から 38 年 5 月まで  
③ 昭和 38 年 12 月から 39 年 3 月まで  
④ 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで  
⑤ 昭和 41 年 2 月及び同年 3 月

私は、失業していた冬期間について、毎年、国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は、母親が私と妻の保険料を納付していた。妻の保険料は納付済みとされているのに、申立期間①から⑤までの保険料が未納とされていることに納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 41 年 2 月 10 日、資格取得は 36 年 12 月 1 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認でき、申立期間⑤の直前の 40 年 12 月及び 41 年 1 月の保険料は、納付済みとなっていることが確認できる上、申立人は、「母が、私と妻の保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の妻は、国民年金に加入した 36 年 4 月以降の保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の申立期間⑤の保険料も納付したはずであるとする主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①から④までについて、申立人は、「失業していた期間については毎年国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記の昭和 41 年 2 月 10 日に払い出された以外に 36 年 3 月 2 日に払い出された別の手帳記

号番号があるものの、当該手帳記号番号に基づく資格の取得及び喪失の記録は無く、38年4月8日に取り消されていることが確認できることから、申立期間①から④までについて、その当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の母親は申立人の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間①から④までについて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで  
② 昭和47年10月から48年3月まで

昭和46年11月に結婚してA市町村に転居してからは、私の国民年金保険料は、義母が義父母の分と一緒に、毎月来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料が私だけ未納とされているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金保険料は、義母が義父母の分と一緒に集金人に納付していた。」と主張しているところ、国民年金保険料現金納付者名簿から、申立人の義父母は、申立期間①及び②の保険料を昭和50年12月8日に特例納付（附則18条）していることが確認できるが、制度上、特例納付は国民年金の強制加入被保険者を対象としていたため、任意加入被保険者であった申立人は特例納付することができなかったものと考えられる。

また、A市町村が保管する国民年金被保険者カードにおいて、申立人の義母は、同被保険者カードの記載から申立期間①及び②の保険料を特例納付していることが確認できるが、申立人は、未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとされる義母はすでに死亡しているため、当時の状況について聴取できない上、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、申立期間①及び②の保険料を申立人の義母が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から41年3月まで

昭和37年8月から結婚して家を出る39年3月までの期間の国民年金保険料については、実家の母親から、自分の分と一緒に私の保険料を集金に来た市町村役場職員に納付したと聞いているが、この期間は未納とされている。

また、結婚した昭和39年4月から41年3月までは、嫁ぎ先の義父が家族全員の国民年金保険料の免除の申請をしたと聞いているが、私だけ未納とされているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和37年8月から39年3月までの国民年金保険料について、申立人は、「実家の母から、私の保険料も集金に来た市町村役場職員に納付していたと聞いている。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年4月24日以降に払い出され、資格取得は37年\*月\*日に遡及<sup>そきゆう</sup>して行われたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の母親は、申立人の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人は、「実家の母が自分の国民年金保険料と一緒に、私の保険料も納付していた。」と主張しているところ、申立人の母親は、申立人が20歳に到達する前の昭和36年11月24日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人の主張とは相違して

いる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料について、申立人は、「嫁ぎ先の義父が家族全員の国民年金保険料の免除申請をしていたと聞いている。義父母及び夫は申請免除の承認期間となっており、私だけが未納とされているのはおかしい。」と主張しているところ、申立人の義父母及び夫については、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで申請免除承認期間となっていることが確認できるが、前述のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 4 月 24 日以降に払い出された以外には無く、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入していないため、申立人の義父は、申立人の申立期間の保険料を免除申請することはできなかったものと推認される。

また、申立人自身は、国民年金保険料の免除申請に関与しておらず、免除申請したとする申立人の義父は既に死亡していることから、免除申請について確認することができない。

さらに、申立人の国民年金保険料について、免除申請していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間のうち、39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、母が、父母の保険料と一緒に地区の集金人に納付していたので未納は無かったはずだと言っているが、未納とされているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、母が集金人に納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月6日に払い出され、20歳に到達した45年\*月\*日に遡及して被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の母親は、申立人の保険料を集金人に納付することはできなかつたものと推認される。

また、特殊台帳の記録によると、申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料は、47年10月14日にまとめて過年度保険料として納付していることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料の納付記録は確認できない上、A市町村が保管する国民年金被保険者カードにおいて、申立期間の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料納付についての具体的な記憶が無く、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 9 月まで

昭和 54 年に A 事業所にアルバイトとして勤務していた際に、同事業所の職員から国民年金の加入を勧められ、保険料を遡及して納付できると聞き、同年の秋ごろに納付できる期間の保険料として数十万円を銀行で一括納付したが、申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続をした時点で、遡及して取得した期間の保険料をすべて納付したはずである。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 9 月 18 日に払い出されており、20 歳に到達した 49 年\*月\*日に遡及して資格を取得していることが確認でき、国民年金保険料現金納付者名簿から、遡及して取得した期間のうち、52 年 10 月から 54 年 3 月までの過年度保険料を 54 年 11 月 22 日に納付していることが確認できる。

また、申立期間の保険料については、上記の過年度納付した時点では時効により過年度保険料としての納付はできないが、当時は第 3 回特例納付実施期間であり、特例納付することは可能であったが、申立人は、「まとめて納付したのは 1 回だけであり、複写式の納付書で納付し 1 枚の領収書を受け取った。」と述べており、過年度保険料及び特例納付保険料を納付する場合、1 枚の納付書でまとめて納付することはできないことから、申立人が記憶する 1 枚の領収書は、年金事務所の記録にある昭和 54 年 11 月 22 日に納付した、52 年 10 月から 54 年 3 月までの過年度保険料であったものと考えられる。

さらに、国民年金保険料現金納付者名簿を確認したが、昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までの過年度保険料を 54 年 11 月 22 日に納付した記録以外には申立人が納付した記録は確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 38 年 4 月に A 事業所に入社し、B 区の C 事業所に配属され 41 年 1 月まで同事業所に勤務したが、1 年間の試用期間後の 39 年 4 月から厚生年金保険に加入しているはずなのに加入記録が無い。退社後に厚生年金保険被保険者証が送付されてきた記憶がある上、同時期に入社し別の事業所に勤務した者は厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C 事業所の当時の事業主の子の証言から、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 事業所の当時の総務担当者は、「申立人のように、当事業所から系列の事業所に配属された従業員の厚生年金保険については、一律に加入していたわけではなく、各事業所の事業主の判断に任せていた。各事業所の事業主が厚生年金保険に加入していなければ、従業員も加入していなかった。」と証言しているところ、申立人が勤務していた C 事業所の当時の事業主及びその子には、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無く、事業主については、既に死亡していることから証言は得られないが、その子は、「当時は国民年金に加入していた。」と証言しており、オンライン記録から、申立期間当時、国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立期間当時、A 事業所に加入していた別の事業所の事業主は、「A 事業所から従業員を雇用した場合、従業員の厚生年金保険料は、事業所と従業員が折半で負担していた。系列の事業所の中には厚生年金保険に

加入しない者もいた。」と証言している。

さらに、前述のA事業所の当時の総務担当者は、「A事業所では、健康保険はD健康保険組合に加入しており、健康保険及び厚生年金保険の加入はセットで行っていた。」と証言しているところ、D健康保険組合では、「申立人の加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 9 月から 46 年 3 月まで短期大学の夜間部に通いながら A 事業所の B 職として勤務した。事業所から健康保険証を渡され病院で診察を受けた記憶があるが、厚生年金保険の加入期間となっていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所の所長及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、同事業所の所長は、「同事業所では、C 共済組合に加入しており、厚生年金保険には加入していない。正職員は共済組合に加入させたが、申立人のような B 職として勤務していた者は共済組合に加入させていなかったため、給与から保険料の控除はしていない。」と証言している。

また、当時、A 事業所において申立人と同様に B 職として勤務していた同僚は、「私も短期大学の夜間部に通いながら事業所の B 職として働いていたが、給与から厚生年金保険料や共済組合の掛金を控除された記憶は無い。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。